

警察庁政策評価研究会

第 42 回議事録

令和 7 年 7 月 9 日開催

警察庁長官官房企画課

第 42 回警察庁政策評価研究会

1 日時

令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

2 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融	東京大学大学院総合文化研究科教授（座長）
野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
峰 ひろみ	東京都立大学法科大学院教授
横山 淳	株式会社 PMA グループ代表取締役

○ 警察庁

松坂 規生	長官官房政策立案総括審議官
飯濱 誠	長官官房技術総括審議官
小笠原 和美	長官官房審議官（国際担当）
服部 準	長官官房審議官（生活安全局担当）
松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
阿部 竜矢	長官官房審議官（交通局担当）
石川 泰三	長官官房審議官（警備局担当）
阿部 文彦	長官官房審議官（サイバー警察局担当）
渡辺 幸次	長官官房参事官（総合調整・刑事手続の IT 化・統計総括担当）
伊藤 温秀	長官官房参事官（教養・厚生・国際担当）
飯田 洋明	長官官房企画課理事官

3 報告事項

- (1) 「令和 6 年度政策評価実施結果報告書（案）」について

4 議題

- (1) 「令和 6 年度実績評価書（案）」について
- (2) 「令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）」について
- (3) 「規制の事後評価書（案）」について

5 議事録

(飯田理事官)

それでは、定刻となりましたので、第 42 回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を担当いたします、警察庁企画課理事官の飯田でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、政策立案総括審議官の松坂から御挨拶申し上げます。

(松坂政策立案総括審議官)

政策立案総括審議官の松坂でございます。

本日は、御多忙中のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席を賜り誠にありがとうございます。国家公安委員会及び警察庁における政策評価につきましては、一昨年変更された政府全体の基本指針を踏まえ、一昨年度より 3 か年を試行的取組の期間とし、警察の政策の特徴を踏まえた評価方法の確立に取り組んでまいりました。本年度はその 3 年目、最後の年度でございます。

委員の皆様には、本研究会でお示しする評価書のたたき台について、「真に政策の改善に資する評価となっているかどうか」、「国民の皆様に分かりやすく評価内容が示されているか」の両面から、評価の実質化に向け、評価手続、内容の見直し等、忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(飯田理事官)

続いて、出席者の御紹介をさせていただきます。

東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員です。

(内山委員)

よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

(野口委員)

野口です。よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

東京都立大学法科大学院教授の峰委員です。

(峰委員)

峰でございます。よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

株式会社 PMA グループ代表取締役の横山委員です。

(横山委員)

横山と申します。よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

今回の研究会では、昨年度と同様に、説明者となる担当審議官は議題ごとに交代で出席することになりますので、その都度御紹介いたします。

続きまして、当研究会の座長についてお話させていただきたいと思います。今回の座長につきましては、引き続き内山委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(野口委員)

よろしくお願いいたします。

(横山委員)

よろしくお願いいたします。

(峰委員)

よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

内山委員、よろしいでしょうか。

(内山委員)

分かりました。お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

(飯田理事官)

では、ここからは、内山座長に司会をお願いしたいと思います。内山座長、よろしくお願いいたします。

(内山座長)

それでは、審議に入る前に、当研究会における留意事項を説明いたします。警察庁の説明に対して質問や発言がある場合には、Webex の挙手機能又はチャットを用いてその旨を明らかにしてください。また、発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば、チャットにてお知らせください。

次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認いたします。各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが、総務省より求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録は警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も、同様の取扱いとしたいと思いますので、御了承願います。議事録は、事務局で作成した案を後日皆様に確認していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。まずは、報告事項の 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

(飯田理事官)

報告事項 1 は、「令和 6 年度政策評価実施結果報告書（案）」についてです。資料 1 を御覧ください。令和 6 年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。前回までの研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきました。私からは以上でございます。

(内山座長)

ありがとうございます。それでは、次に議題に移ります。今年度は、昨年度と同様に、

関連性の深い評価書に関しては、連続して説明していただき、まとめて質疑・意見交換を行う形式で進めたいと思います。

議題1のうち、「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」及び「国際組織犯罪対策の推進」部分並びに議題3の「規制の事後評価書」のうち、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」に関するものについて、警察庁から説明をお願いいたします。

(飯田理事官)

「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」、「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」及び「国際組織犯罪対策の推進」並びに「規制の事後評価書」のうち、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」に関するものについて、説明者の松田刑事局担当審議官です。

(松田審議官)

刑事局担当審議官の松田でございます。よろしくお願いいたします。

私からはただ今お話のあった、3つの業績目標と1つの規制の事後評価について御説明させていただきます。それでは早速ですが、基本目標1の業績目標1「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」について御説明させていただきます。

まず、スライド左上の「業績目標の説明」を御覧ください。この業績目標につきましては、近年、治安上の脅威となっている「匿名・流動型犯罪グループ」の実態解明及び取締りを推進するとともに、主たる資金獲得犯罪である特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止を図るというものでございます。

匿名・流動型犯罪グループについて若干御説明しますと、このグループは従来の暴力団等とは異なり、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分、これが匿名化されておりまして、また、違法行為の実行者はその都度SNS等により募集されて流動化しております。ということで、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴があります。

警察では、組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直しつつ、戦略的な対策を講じているところです。具体的な取組状況については、別紙の左側に記載しております。

上段の「実態解明及び取締り」につきましては、匿名・流動型犯罪グループの特徴を踏まえれば、警察の各部門が垣根を越えて実態解明に取り組み、解明された情報を踏まえた最適な体制でこれを取り締まっていく必要があります。

このような観点から、匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれる事犯のうち、重点的に実態解明・取締り等を推進すべき事犯である重点取組対象事犯や、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象である取締りターゲットの指定、12都道府県における専従体制の運用といった、捜査体制や捜査の進め方について記載しております。

下段には、先ほど申し上げた匿名・流動型犯罪グループの資金源である「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等対策」としまして、海外拠点の摘発といった被疑者検挙対策のほか、被害実態に応じた広報啓発、匿名・流動型犯罪グループに悪用されているサービ

スの担い手である、SNS事業者やマッチングアプリ事業者への働き掛け等といった被害抑止対策について記載しております。

別紙右側の、「主な結果」につきましては、匿名・流動型犯罪グループの検挙事例のほか、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額、検挙件数及び検挙人員を指標として記載しております。

認知件数及び被害総額につきましては、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺共に急増しており、特殊詐欺は過去5年間の平均値を、SNS型投資・ロマンス詐欺は前年の数値をそれぞれ大きく上回っている一方、検挙件数及び検挙人員につきましては、前年を下回っており、極めて憂慮すべき事態と考えております。

この要因としましては、前のスライド中央の中段から下段にかけて、「課題」として記載しております。海外拠点を置いた犯行が後を絶たないことや犯行グループの連絡手段として匿名性の高い通信アプリが悪用されており、組織の把握やメンバーの特定が進んでいないこと、振込限度額がATMよりも高額なインターネットバンキングを利用した振込型の被害が増加しており、1件当たりの被害額が高額化していること等が挙げられると考えております。

今後の取組の重点としましては、同スライド右側の中段から下段を御覧ください。

中央の上段の現状にも記載してありますが、御説明いたしました、詐欺等をめぐる極めて厳しい情勢を踏まえ、政府としてこれらへの対策を強力に推進しているところであります。先般の犯罪対策閣僚会議でも、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」が決定されました。

警察としては、匿名・流動型犯罪グループの中核被疑者の解明・検挙に向けて機を逃さず集中的に捜査力を投入し、情報集約及び早期検挙に努めることといたしております。また、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策として、いわゆる「闇バイト」情報、これは犯罪実行者を募集する情報ですけれども、これに対する個別警告等の更なる高度化と効果的運用、国際電話番号が特殊詐欺等の架電元番号となっている実態を踏まえた国際電話利用休止申込みの推進、被害発生状況等に応じた最新の手口に関する効果的な広報啓発といった取組により被害抑止対策を推進するほか、外国機関と一層連携を強化して海外拠点の摘発を推進するということに努めてまいります。

続いて、基本目標5の業績目標2「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」についてでございます。まず、スライド左上の「業績目標の説明」を御覧下さい。

業績目標といたしましては、贈収賄をはじめとする政治・行政をめぐる構造的不正や、金融・企業犯罪等の経済をめぐる構造的不正、これらは、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものでありまして、捜査第二課ではこのような不正の追及の強化に取り組んでおります。

潜在化するこの種の事件を的確に摘発できるか否かについては、警察の捜査力が問われるところでありまして、この種違反の検挙向上のためには、取組状況を引き続き検証し、具体的な改善方策について組織的に検討する必要があると考えております。

令和7年度の業績指標としましては、スライド右上に記載のとおりでございますが、政

治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況を、過去5年間の平均並みの水準に維持することとしております。

この指標を設定した理由ですけれども、この種の事案の検挙状況は年によって大きく傾向が変わるものではなく、各種取組の状況等を踏まえ、中長期的な観点からの評価を行った上で対策を講じていくことが適切と考えられるためであります。

続いて、別紙でございます。別紙の右側に「主な結果」としてそれぞれの検挙事件数を内訳とともに挙げております。政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は、過去5年間の平均を下回ったものの、対前年比では増加いたしました。また、経済をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は、対前年比では減少したものの、過去5年を上回っております。

選挙における違反取締りについては、毎年度、選挙自体の施行状況が異なりまして、単純な経年比較が難しいことから達成目標の指標からは除いておりますが、スライド右側下段に記載のとおり、令和6年度に施行された第50回衆議院議員総選挙では、多くの事件を検挙しており、これは近年の衆議院議員総選挙における検挙事件数を大きく上回ることから、令和6年度は多くの捜査員がこれに注力したといえます。

こうした状況も加味すれば、全体として現在の取組は一定の成果を上げているものと認識しております。

今後の課題としては、スライド下部に「外部要素等」として記載したとおり、詐欺等の知能犯罪に関する告訴・告発の受理件数が近年大きく増加しているところ、このような状況にも鋭意対応しつつ、政治・行政・経済の構造的不正の更なる追及の強化を目指すことであります。

そのために、前スライド右下に「今後の取組の重点」として記載しましたが、各都道府県警察に対して、より実践的・効果的な研修や会議を通じた教養や、個別の状況を踏まえた指導を積極的に実施するとともに、関係機関との人事交流等による財務捜査能力の向上を図り、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査の実施、捜査幹部の指揮能力の向上等に注力してまいりたいと存じます。

続きまして、基本目標6の業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」についてであります。

こちらの業績目標につきましては、スライド左上の「業績目標の説明」に記載のとおり、犯罪のグローバル化が進展する中、治安に対する重大な脅威となっている国際組織犯罪の対策を強化するというものでございます。

具体的な取組状況でございますけれども、スライド左側を御覧ください。

上段の「国内関係機関との連携」につきましては、税関、入管をはじめとする国内関係機関と連携して水際対策や合同摘発等を実施していくというものでございます。

中段の「外国捜査機関等との連携」でございますが、ICPOを通じた捜査協力、外国捜査機関等に対する捜査共助の要請、国際組織犯罪対策に関連する様々な国際会合への参加等が主な取組です。

下段の「国外逃亡被疑者の追跡」につきましては、国外逃亡被疑者等の所在確認や追跡等を記載しております。

続きまして、成果としましては、別紙右側の「主な結果」を御覧ください。

上段で「来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数」について記載しております。窃盗犯及び凶悪犯の検挙件数が増加しております。

中段で「国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙人員」について記載しております。過去5年の平均値よりやや下回ったものの、一定の検挙人員数を維持しています。

下段の「国外逃亡被疑者の検挙人員」についてであります。過去5年間における平均並みの水準を上回っているところであります。

なお、スライド下部で「外部要素等」として記載しております、外国人入国者数及び在留外国人数について、基本目標4の業績目標4「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進」のスライドにも記載してありますが、令和6年は、いずれも過去最高となっております。

初めのスライドに戻っていただくと、中央中段から下段にかけて、「課題」を記載しております。

まず、「国内関係機関との連携」については、引き続き実施していく必要がございます。また、「外国捜査機関等との連携」につきましては、特に近時、国境を越えた組織的な犯罪や来日外国人グループ等による組織的窃盗・盗品流通事犯が治安対策上の脅威となっていることから、これらに的確に対処していくために、これまでの取組に加え、更に連携強化に向けた取組を推進してまいります。

「国外逃亡被疑者等の追跡」につきましては、国外逃亡被疑者等の増加や、犯行拠点が海外に所在するケースの増加を受けて、外国当局や現地大使館等との連携を更に強化してまいります。

「国際捜査に関する知識・技能の向上」につきましては、都道府県警察が、日々変化している情勢に対応できるよう、実務研修等を継続して実施してまいります。

議題1については、以上でございます。

最後に、議題3のうち令和3年の犯罪収益移転防止法施行令の改正により緩和された規制について御説明させていただきます。「規制の事後評価書」の19ページを御覧ください。

中段から下段にかけまして、「規制の内容」を記載させていただいておりますが、犯罪収益移転防止法に基づく取引時の本人確認等につきまして、一部の事業者が他の事業者に委託して行う一定の取引であって、当該他の事業者が他の取引の際に既に本人確認を行っている顧客等との間で行うものについては、これを不要とする特例を設けております。

この特例につきまして、金融機関等が行う金融関係取引に加えまして、新たにクレジットカード発行取引についてもその対象といたしました。

その結果として、21ページの中段にございます「考察」に記載のとおり、クレジットカード発行取引に係るマネロンリスクが高まることなく、事務の効率化を通じた顧客の利便性の向上等を図ることが可能となりましたので、本規制緩和について継続することが妥当であると考えております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

(内山座長)

それでは、ここまで説明のあった内容について、お気付きの点や御質問などがありましたら、お願いします。

ここまでの内容に関する質疑・意見交換については、20 分程度お時間を設けております。

(野口委員)

本日も参加をさせていただきありがとうございます。まず冒頭にお話しいただいた、一昨年度より3か年を試行的取組の期間とし、警察の政策の特徴を踏まえた評価方法の確立に取り組んできたという点について、以前から参加させていただいている者の視点からすると、警察における行政の評価が進化したなと感じました。

その上で、一つ御質問をさせていただきたいと思います。基本目標1業績目標1の「匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進」に関して、認知や検挙の背景には、浮上していない暗数があるのではないかと思います。このような問題意識からすると、認知しているということは、捉え方によっては、きちんと問題を問題として認識し、取り掛かる端緒を見出すことができたというふうに評価ができ、必ずしも認知の件数を減らしていくことが、評価の指標にはならないのではないかと感じています。

御質問としては、警察において、認知件数というのはやはり少ない方が良いというふうに捉えているものなのでしょうか。

あわせて、同じような問題意識で、犯罪収益移転防止法施行令に係る規制の事後評価について、表面に出ている是正命令の数が少ない方が良いとは思いますが、この制度がきちんと機能しているかどうか、すなわち使いにくさがあるがゆえに、制度が使われていないというような観点からの分析が必要なのではないのでしょうか。

検挙件数や被害総額の多寡を指標とすることは何となく分かるのですが、認知件数についてはやはり少ない方が良いと警察では考えられているのでしょうか。よろしくお願いたします。

(松田審議官)

御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。認知件数についてでございますが、一定の暗数があるのだらうと思いますが、これは罪種によっても違うと思われま。特に財産犯に関して言えば、比較的、実際に届出がされる認知件数と暗数というのが、それほど差がないと申しますか、基本的に財産的な被害を受けた場合に届出が行われることが多いものと考えております。

もちろん暗数があることを否定するものではないですが、このように比率的なものを考えますと、全体的な傾向として認知件数が減れば犯罪被害全体が減っているということが、おそらく言えるのだらうということになりますので、認知件数が減る方が良いと申しますか、認知件数というのを一つの評価手法としているところでございます。お答えになっているのでしょうか。

(野口委員)

ありがとうございます。考え方の違いなのかなと思いますが、確かに認知は少なければ

少ない方が被害が少なくなっているという捉え方もあるのだろうと思う一方で、素人の市民的な感想かもしれないですけども、犯罪が起きてしまった後できちんと犯人を見つけ取り締まってもらった、つまり検挙をしてその後の手続をきちんと進めてもらったということは、それは一つ大きな指標になるのだと考ええると、むしろ認知はされるべきもので、どうしても暗数が出てしまうというバッファが残る限りにおいて、認知件数を指標として重視しすぎることで、何か逆に問題が起こらないと良いなという感想を持ったところがあります。

御説明そのものは大変よく分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

(松田審議官)

一点付け加えさせていただくと、やはり警察の活動としては、検挙するだけではなくて、犯罪の被害全体、世の中に起こる犯罪自体を減らして行って、国民に安心・安全な暮らしをしてもらうということがありますので、捕まえた率、件数だけではなく、世の中で犯罪がどの程度起こっているのかという指標を持つことが必要だと考えております。その指標として、完全ではないですけども、認知件数を使っているということになります。補足させていただきます。

(野口委員)

審議官のお話は、理解しているつもりです。ありがとうございます。

(内山座長)

私からも一点よろしいでしょうか。野口先生のおっしゃる通り、暗数の問題は大きいので、確かにその点は手を付けるべきと思うのですが、一方で、警察庁側がおっしゃるとおり、犯罪が実際に起こってそれを検挙するということと同時に、やったら検挙されるぞということを示すことによって抑止するっていう効果もあるので、抑止力が発揮されているかどうかという点からいうと認知件数というのは少ない方が良いと思います。

そういう意味で、認知件数のベースには発生件数があるわけですが、発生件数のうち認知されるのは全てではない、暗数がどうしてもある。理想論を言えば、認知件数から発生件数を推定する手法があって、それによって発生件数自体が減っていたり、発生件数は一定でも認知件数が増えていたりするのかが分かれば良いなと思いました。私からの感想になります。

(横山委員)

詐欺に遭った人間が周りに実際にいることを体感しまして、相当身近なことになっているのだなということを認識しています。結構、普通に引っかかっているなというのがびっくりするところでして、そうならないために、相当、啓蒙活動を警察の皆さんとしてされていらっしゃるわけですね。

啓蒙活動がされると、万が一似たようなことがあっても、詐欺に遭ったかと思う人が増え、そうすると被害の届出をするので、先ほどの暗数みたいなものが減るとかいうことだと思うのですが、啓蒙活動をすることによってどれくらい啓蒙が進んでいるかみたいなことも、一つのベースとしての警察の活動の結果としてはあり得るかなというようなことを、このやりとりを見ていて感じました。

究極のアウトプットとしては、犯罪が発生し、それが認知されて逮捕に結びつくというところなのですが、そのベースとなるところの起きにくい環境をどう作るかということへの取組を相当されていらっしゃるので、それについての効果というのもあっていいのではないかと感じたところでありました。

(内山座長)

警察の方からのレスポンスはありますか。

(松田審議官)

御意見ありがとうございます。御指摘のとおり、広報啓発活動がより効果的に行われているかというのをしっかりと考えながらやっていくというのは、我々としても必要だと考えておりまして、現在起きている被害者層をターゲットにして、それに見合ったような形で広報啓発していくなどの取組をしているところでございます。

例えば、今は警察官騙りの詐欺というのが非常に増えていますが、被害者数を見ますと、必ずしも高齢者だけではない20代、30代についても詐欺被害に遭われているという状況がございますので、そういった人たちに訴求するようなメディアや内容で広報啓発していくということを、しっかりとやっていく必要があるのだろうというふうに考えております。例えばですけれども、SNS等で犯罪に遭う若い人たちが多いですから、SNSのリプライ機能を活用すること等も、メディアの活用の仕方としてあるのだろうというふうに考えているところでございます。

(横山委員)

ありがとうございます。正に私の知り合いの知り合いなのですが、結構な金額を振り込んでしまったという人がいて、具体的なケースを聞くと、騙されないよねと思うのですが、本人曰く、全くそこの途中で疑問に感じなかったということでした。そういうケースがあるということを、よりビビットにケーススタディのようなもので、周知できるといいのかなと思っていたところであります。

おっしゃることはすごく的確だと思いますので、是非とも引き続きご尽力いただければと思います。ありがとうございました。

(内山座長)

ではこの件についてはよろしいでしょうか。

続いて、議題1の「警察情報通信基盤の強化」、「現場執行力の強化」及び「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進」部分について、警察庁から説明をお願いいたします。

(飯田理事官)

「警察情報通信基盤の強化」について、説明者の飯濱技術総括審議官です。

(飯濱技術総括審議官)

技術総括審議官の飯濱でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、基本目標3業績目標2の警察情報通信基盤の強化について御説明申し上げます。まず、資料の1枚目を御覧ください。

24時間・365日、いつでも警察活動を滞りなく行うためには、警察活動の基盤となりま

す通信を確保することが必要となります。

そのため、主な取組といたしまして、一点目は警察通信施設の整備、保全等によります「柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保」、それから二点目といたしまして「機動警察通信隊の対処能力の更なる向上」を挙げまして、推進しているところでございます。

なお、機動警察通信隊については、現場の警察活動の基盤となります通信を確保するための様々な活動を行います部隊でございまして、全国の情報通信部に設置されているものでございます。

以上二つのものにつきまして、具体的な取組状況と主な結果につきましては、資料の2枚目の「別紙」を御覧いただきたいと思います。

左側の一つ目、「柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保」につきましては、警察通信施設の計画的な整備と平素からの的確な保全に関する取組を挙げているところでございます。

下段になります二つ目の「機動警察通信隊の対処能力の更なる向上」につきましては、警察庁主催の教養訓練等を代表的な取組として挙げているところでございます。

災害発生時におきまして、迅速に被災状況の把握ですとか、被災者の救出救助、あるいは避難誘導等を行うためには、無線通話の確保ですとか、現場映像の伝送等の情報通信の確保が不可欠となるところでございます。この対処能力の維持・向上を図るために、教養訓練を計画的に実施しているものでございます。

特に、災害につきましては発生時間・場所ですとか、態様も事案ごとに異なることを念頭に置きまして、様々なケースを想定した実践的訓練を推進しまして、機動警察通信隊の現場対応力を一層強化しているところでございます。

続きまして、右側の主な結果を御覧いただきたいと思います。

まず①の警察基幹通信網やI P R形警察移動無線通信システムの稼働率につきましては、常に100%の稼働を目指していますけれども、機械でありますので、障害は発生し得るところでございます。また、警察基幹通信網にありましては、電気通信事業者の回線を使用しておりますので、電気通信事業者側設備が原因となった障害も発生し得るものでございます。

これを原因とした一時的な「り障」はありつつも、成果実績につきましては、ほぼ100%といえる高い稼働率を維持し続けているところでございます。

続きまして、②の全国における機動警察通信隊の活動状況につきましては、様々な事案に対応しておりまして、前年度とほぼ同数の活動を行っておりますので、相応の成果は出ていると考えているところでございます。

警察活動の生命線であります通信を引き続き確保していくために、将来に向けた警察通信施設の整備・維持等に今後とも努めてまいりたいと考えているところです。私からは以上です。

(飯田理事官)

続いて、「現場執行力の強化」について、説明者の服部生活安全局担当審議官及び伊藤教養・厚生担当参事官です。

(服部審議官)

生活安全局担当審議官の服部でございます。よろしくお願いいたします。

基本目標4「市民生活の安全と平穩の確保」中の業績目標2「現場執行力の強化」について御説明いたします。

別紙を御覧ください。第1の取組であります「地域警察官による検挙向上」について御説明いたします。

資料の左側の(1)であります。具体的な取組として、都道府県警察に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養や研修会の開催などにより、職務質問の技能の伝承を推進するとともに、令和7年1月に、これらの取組の更なる推進を図るための通達を発出しております。

また、(2)でございますが、都道府県警察において、令和5年に街頭活動や地域部門の若手警察官の育成を推進するためのモデル事業として他部門の警察署員と協働した街頭活動を実施し、その結果を踏まえ、令和6年3月に通達を発出し、積極的な街頭活動の強化、執行力の強化及び士気高揚のための方策を更に推進いたしました。

資料の右側には、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合を記載しておりますが、令和6年度の地域警察官による検挙人員の割合は、58.5%と過去5年の平均値をやや下回る結果となりました。

その理由については、一概に述べることは困難ですが、近年保護・救護などの110番通報件数が増加しており、検挙に結びつかない事案への対応が増えていることが一因と考えられます。

現下の治安情勢は厳しい状況にあることから、引き続き、地域警察官の現場執行力の強化に努めてまいります。私からの説明は以上であります。

(伊藤参事官)

続きまして、教養担当の参事官の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、公務執行妨害事案における受傷事故防止及び効果的な制圧検挙につきまして御説明いたします。

資料の2枚目を御覧下さい。資料左側の「具体的な取組状況」の(3)と(4)に記載のとおり、昨年度中は、実戦に即した訓練を推進したことに加えまして、総合対処技能の向上について検討するワーキンググループの設置等の取組を行いました。

次に、右側の「主な結果」の欄でございます。地域警察官に対する公務執行妨害事案における受傷率については、令和6年度の割合は過去5年間の平均値をやや上回る結果となりました。その要因につきましては、110番受理件数のうち、受傷する可能性が高いけんか口論等の件数が増加していることが一因として考えられます。

その一方で、被疑者が凶器を使用した事案において、逮捕術等を効果的に用いて制圧逮捕する事例もございまして、これまでの取組について一定の成果が表れていると考えられます。

今後も引き続き、より実戦に即した技能の修得や向上に資する総合対処法訓練等を一層推進してまいります。私からは以上でございます。

(飯田理事官)

続いて、「外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進」について、説明者の小笠原国際担当審議官です。

(小笠原審議官)

国際担当審議官の小笠原でございます。

私からは、業績目標 4「外国人等との共生社会の実現に向けた取組の推進」について御説明申し上げます。

施策目的は、資料の左上にございますように、日本語を母語としない外国人などの方々に日本の良好な治安を体感してもらうための環境整備であります。

この施策の背景となる現状としましては、上段真ん中に記載のとおり、訪日・在留外国人の増加という状況がございます。この施策で重要なことは、安全な生活を確保するために必要な知識や情報を訪日・在留外国人の方々に分かりやすく伝えること、そして困った時に相談できる環境を整備しておくことでございます。そのために三つのカテゴリで取り組んでおります。カテゴリごとに具体的な取組を御説明いたしますので、2 枚目別紙の方を御覧ください。

上段からまず一つ目は、翻訳機や三者通話機能など機械を活用したコミュニケーションの円滑化です。具体的な取組としましては、多言語翻訳資機材の活用を推進するため、警察学校において基本的な操作方法の訓練を行ったり、外国人の参画を得て三者通話訓練を行うといった、実践的な訓練にも取り組みました。

二つ目、中段でございますが、各種制度手続等の分かりやすさの確保です。具体的な取組としましては、日本の警察の制度や手続に関する説明の多言語化を推進したほか、外国人に向けた啓発動画を多言語で作成し、それらを各種メディアを介して伝える取組を進めました。

三つ目、下段でございます。外国人等対応のための基盤整備です。具体的な取組としましては、警察部内の通訳人の育成と併せて、即戦力となる民間の通訳人の確保にも努めるとともに、外国人コミュニティのイベントに参加してコミュニケーション機会を増やすなど、ダイレクトな啓発活動の推進にも取り組みました。

これらの取組を定量的な数値で見いただきますため、同じページの右側を御覧ください。

上からまず、①翻訳資機材の活用件数、こちら過去 5 年のグラフでございますが、過去 5 年間で見ますと大きく増加しております。こちらは、活用訓練の成果が現れているものと評価しております。

次に、②警察庁ホームページ英語版へのアクセス数ですが、従前は増加傾向あったのですが、令和 6 年は推計値ですが、前年と同水準に留まっております。この原因としましては、ホームページよりも SNS で情報を得ようとする外国人が多いものと思料されます。

そして下段③、通訳人確保率の指数につきましては、取組といたしましては、毎年 200 人以上の部内通訳人を育成し、部外通訳人の拡充にも随時努めているため、通訳人の数自

体は増加をしております。一番下の参考のところに指数で、「（通訳）」となっているブルーのグラフがそちらになります。ただ、確保率におきまして分母に当たります在留外国人数が増加し続けておりますため、令和元年の指数 100 を下回ったという状況でございます。

今後の取組としましては、資料の 1 枚目に戻っていただきまして、概括してお話を申しあげますが、今後の取組、右側の部分でございます。

地域によって外国人の数に差がありますため、対応機会の多い都道府県警察が先進的な取組を行うことが多いという実態がございます。警察庁におきましては先進事例を集約し、全国に波及させていくことが重要と考えております。

また、A I 翻訳等の先進技術の導入による多言語対応の推進や、ある程度日本語が分かる方向けの「やさしい日本語」活用促進も重要と考えています。さらに、警察庁からの情報発信ツールとして、現状のホームページに加え、SNS の活用の検討も進めております。

また、昨今、問題として捉えられている一部の外国人の方々のルール違反に対する注意喚起なども、併せて情報発信してまいりたいと考えております。

共生社会を実現するため、外国人の方々とも一緒になって良好な治安の維持に取り組むことができるよう、引き続き環境整備を進めてまいります。私からは以上です。

（内山座長）

それでは、ここまで御説明のあった内容について、お気付きの点や御質問等がありましたら、お願いします。

ここまでの内容に関する質疑・意見交換については、15 分程度お時間を設けております。

（横山委員）

二点ございまして、一つは、基本目標 3 業績目標 2 のインフラ系のお話ですけれども、特に別紙の右側に稼働率が書いてあるページなのですが、この上の部分で通信基盤の確保の話なのですが、大きく分けると実は二つの要素があるかなと思っています。一つは耐用年数を経過してしまったインフラの更新や調達という維持管理のように、活動する中で最低限の設備投資をやらなければいけないという話があると思います。

もう一つは、(3) に機能追加と書いていらっしゃるのですが、具体的なシステムが全くわからないのでイメージがわからないのですが、何かしら機能を追加するためにコストをかけられたということだと理解しています。一般の感覚から見ると、耐用年数超過したものをリプレイスするとか、それを維持するための設備投資を行うというのは、ある種、当然そうですねという話であり、あえてこれを目標にするというのは若干違和感があって、普通に当然のこととしてやっていただければいいかなというふうに思ったという話です。

一方で(3)みたいな話は、この手のものをすることによって、もう少し一体何が良くなるのかとか、それをやることによる効用は何なのかみたいなことが分かる形になっていると、一般人、民間人から見ると、警察がやっていらっしゃるお仕事の内容がより理解が進んで望ましいのかなというふうに思ったというというのがコメントでございます。

もう一つは、基本目標 4 の業績目標 4 については、外国人の方も増えているとのことで

すので、これから先の日本にとっては大事なことだったなと思って理解していました。非常に大事な取り組みだと思っています。

その時にホームページへのアクセスを情報の伝達手段として捕捉してらっしゃるのですけれど、ホームページ以外にもSNSをすでに活用されており、外国人の方もそれを見てらっしゃるということだと思うので、情報を伝達する方法としてのチャンネルが時代とともに変わっていくことを踏まえ、ここの右側の指標もホームページにアクセスするということだけに限らず、もう少し幅広で御覧になる方が望ましいのかなと思いましたというのが二点目のコメントでございます。以上です。

(飯濱技術総括審議官)

技術総括審議官の飯濱でございます。御指摘ありがとうございます。

まず基本目標3業績目標2の警察通信基盤の強化に係るコメントについて御説明させていただきます。御指摘ございました、基本的な更新、リプレイスですとか、元々あったものが老朽化して更新するという点につきましては、御指摘のとおり、これは絶対やらなければいけないことでございますので、これはしっかりやっていくところでございますけれども、更新に合わせて既存の機能の見直しですとか、そういったこともやっております、そのための内容についてはここに直接書いてございませんが、仕様のとおり着実にかつより安価な調達ができるように、しっかり適切に調達をするということと、その調達をしたものについて、しっかり維持管理をしていくことの効果を測る観点から、稼働率というものを掲げて目標とさせていただいたところでございます。

二点目の機能の追加について、改善した点について明確にした方がいいのではないかという御指摘がございました。これは、今後のこういった業績目標の設定に当たっては、御指摘の点を踏まえて、また検討を進めてまいりたいというように考えているところでございます。私からは以上です。

(小笠原審議官)

続きまして、国際担当審議官の小笠原からお答えさせていただきます。先ほどのお言葉、御質問というよりは、コメントと受け止めておりまして、御指摘いただきありがとうございます。

おっしゃるようにホームページだけでは、発信自体も不足ですし、やはりSNSを活用しているという外国人の方々の実態も見えておりますので、今後は是非そういった彼らのニーズに届くような発信の仕方をするとともに、それをまた指標として捉えていきたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

(内山座長)

それでは私からも。まず一つは、基本目標3業績目標2の横山委員から御指摘あった点について、業績目標として何を掲げるのかということについてはいろいろと論点があるところです。基本的に今行われている政策評価というのは、政策の効果について見るのですよね。専門的に言うと有効性、エフェクティブネスと言うのですが、政策がどれだけの効果を発揮しているか。横山委員御指摘のとおり、こういった警察情報通信基盤というのは、これによって何か検挙を行うとかそういうものではなくて、安定的に稼働して当然

ということなので、有効性の基準を適用するのが妥当かどうかという議論は確かにあると思います。

一方で実は政策評価には効率性、エフィシエンシーという基準もあります。これは、何かというとインプットとアウトプットの比率です。つまり同じ効果をもたらすのに、どれだけインプットを減らせたか。100%なり 99.9%なりが前提として、じゃあそれを稼働させるためにはどれだけの費用でできたかという、そういう観点があってもいいのかなとは思いました。

私は会計業務の検討会議とか、行政事業レビューの部分もやらせてもらっていますが、それらは会計課マター、こちらの政策評価は企画課マターということで課が別々になってしまいますので、本当はそこをリンクさせるといいのかなと感じております。

それからもう一つ、基本目標4業績目標2の「現場執行力強化」の関係で、ボディカメラの話です。私はイギリスのEBPMを専門に研究していますが、イギリスの警察では、これを正にEBPMとしてやっています。ボディカメラを装着させることによって、警察官への公務執行妨害がどれだけ減るかというのを、EBPM的に効果測定して、実際に効果があるので全面的にボディカメラを取り入れてやっています。日本では、モデル事業としてやっていただいているということですので、是非検証していただいて、効果がおそらくあると思いますので、それに基づいて、エビデンスに基づいた展開をしていただければと思います。

飽くまでもコメントですのでレスポンスしていただく必要ありません。他の先生方がいいかでしょうか。ないようでしたら、ここで5分間休憩とさせていただきたいと思います。

(内山座長)

それでは再開したいと思います。議題1の「運転者対策の推進」、「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」、「サイバー事案対策の推進」及び「サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化」部分並びに議題3の「規制の事後評価書」のうち「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」以外に関するものについて、警察庁から説明をお願いします。

(飯田理事官)

「運転者対策の推進」及び「規制の事後評価書」のうち「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」以外に関するものについて、説明者の阿部交通局担当審議官です。

(阿部審議官)

交通局担当審議官の阿部でございます。議題1「令和6年度実績評価書(案)」にしまして、基本目標7のうち、業績目標2「運転者対策の推進」について、令和6年度までの取組と目標の達成状況を御説明した後に、それを踏まえた課題と今後の取組について御説明いたします。

まず、令和6年度までの取組について、資料の2ページ目左側の「具体的な取組状況」を御覧いただきたいと思います。五つ取組施策を細分化しております。

一点目の交通安全教育でございます。自動車運転者に対する交通安全教育については、

前年比約 400 回増となる約 4 万回実施するなどの取組を行っております。

二点目の指導取締りについては、悪質・危険性の高い違反に重点をおいて、令和 6 年中は 420 万強の道路交通法違反の取締りを行うなどしております。

三点目の道路交通環境の整備でございますが、令和 6 年度末時点で信号灯器の約 78%を LED 化するなどしております。

四点目の運転免許でございます。高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を的確に実施したところでございます。

五点目の自動運転につきましては、学識者やジャーナリストを委員とする自動運転拡大のための調査検討を行う有識者会議を開催するとともに諸外国における制度、国際的な議論に関する資料の分析等を実施したところです。

これらの取組によって、目標がどの程度達成されたかについてでございますが、こちらは同じ資料の右側の主な結果でございます。大きな目標としましては、この下に記載しております、それぞれの指標を令和 2 年から令和 7 年に 29.6%以上減少させるという指標でございます。

この 29.6 という数字でございますが、令和 2 年の交通事故死者数が 2,839 人という数字でございます。これを令和 7 年には 2000 人以下にする、これが政府全体の交通安全基本計画の決定でございます。2,839 人から 2000 人に減らすというのが約 29.6%減ということになりまして、下に掲げた細目についてそれぞれマイナス 29.6%を目指すというような指標となっております。いずれの指標とも、残念ながらマイナス 29.6%という指標には、なかなか達していない状況でございます。

悪質危険性が高い違反に起因する交通死亡事故件数ということで、上に六つ細かい細目の指標を設けておりますが、令和 2 年から 6 年までの状況を見ますと、①飲酒運転、③最高速度違反、④信号無視、⑥指定場所一時不停止、こちらは令和 2 年と比べて令和 6 年は減少しておりますが、大目標であるマイナス 29.6%には到達していない状況でございます。それから、②無免許運転、⑤歩行者妨害、こちらは令和 2 年に比べて交通死亡事故件数が増加している状況でございます。

それから、下の方、指標 2 の 70 歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数、70 歳以上の免許保有者 10 万人当たりの死亡事故件数につきましては、こちらも同じように、令和 2 年から令和 6 年でマイナス 29.6%という目標でございますが、こちらには達しておりませんで、いずれも増加しているという状況でございます。

続きまして、1 枚戻っていただきまして、1 ページ目を御覧いただきたいと思います。こうした状況を踏まえて課題と今後の取組の重点についてでございます。

まず主な取組の一点目、交通安全教育等でございます。

先ほど御説明しました通り、飲酒運転による交通事故全体としては減少傾向にありますものの、飲酒運転による交通死亡事故は令和 6 年に増加に転じるなど、悪質・危険運転者対策が依然として課題となっておりますことから、飲酒運転に係る映像機器や飲酒体験ゴーグルなどを活用した参加・体験型の交通安全教育等の取組を進めているところでございます。

また、「交通安全教育等」以外にも、飲酒運転などの交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを引き続き推進してまいります。

次に、少し飛んで四点目の「運転免許」でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、高齢運転者による交通死亡事故件数は、増加傾向になっておりますことから、今後も、高齢運転者講習、認知機能検査及び運転技能検査を的確に実施するとともに、関係機関・団体に働き掛けて、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するなどの取組を進めてまいります。また、その他の取組につきましても、必要な取組を引き続き推進したいと考えているところでございます。

続きまして、議題3の規制の事後評価について御説明をさせていただきます。交通局からは令和2年の道路交通法の一部を改正する法律、同じく令和2年の同法の施行令の一部を改正する政令、それから令和4年の道路交通法施行令の一部を改正する政令、これによって新設、拡充、緩和又は廃止された規制について御説明をいたします。

まず、1ページ目でございます。自転車道を通行可能な車両に係る規定の見直しについてでございます。こちらは、四輪以上の自転車に関する規制を緩和したものでございまして、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりでございますが、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、規制緩和を継続することが妥当であると結論付けております。

続きまして、3ページ目でございます。停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外される対象の追加でございます。これは、関係者が合意した場合等に路線バス以外の自動車もバス停に駐停車可能とするよう規制を緩和したものであり、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりでございます。事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、規制緩和を継続することが妥当であると結論付けております。

続きまして、5ページ目でございます。車輪止め装置の取付けの措置に係る規定の削除でございます。こちらは、違法駐車行為に係る車輪止め装置の取付けに関する規制を廃止したものでありまして、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりですが、こちらでも事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、本規制の削除を継続することが妥当であると結論付けております。

続きまして、7ページ目でございます。準中型免許を受けた者が普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務の新設、それから9ページ目にございますが、初心運転者標識を表示した準中型自動車に対する保護義務の新設についてです。こちらはセットの規制でございますので、併せて評価させていただきますが、準中型免許取得後1年に達しない運転者の初心運転者標識に関する規制を新設したものでございまして、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりでございますが、いずれについても、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、規制を継続することが妥当であると結論付けております。

続きまして、11ページ目でございます。こちら「特定違反行為の追加」、それから13ページ目にあります「運転免許の効力の仮停止の対象行為の追加」、それから15ページ目「重大違反に関する規定の整備」、この三つの規制についてでございます。これらは、

他の車両の通行を妨害する目的で行う一定の違反行為に関する規制を拡充したものであり、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりでございますが、いずれについても、悪質・危険な運転者等を、道路交通の場から排除することが可能となり、将来における道路交通の危険を予防する効果が認められることから、規制を継続することが妥当であると結論付けておるところでございます。

それから、17 ページ目でございます。危険行為に関する規定の整備です。これは、妨害運転を自転車危険行為に追加し、一定の場合に講習の受講を命ずることによって、当該運転者の危険性を改善し、交通の安全を確保するというものであり、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりですが、こちらも、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、当該規制を継続することが妥当であると結論付けております。

最後に、22 ページ目でございます。「自動車の積載の制限の見直し」についてです。これは、自動車の積載物の長さの上限等に関する規制を緩和したものでございまして、その効果はお手元の事後評価書に記載のとおりですが、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、当該規制緩和を継続することが妥当であると結論付けております。

私からの発表は以上でございます。

(飯田理事官)

続いて、「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」について、説明者の石川警備局担当審議官です。

(石川審議官)

警備局関係の令和6年度の実績評価について御説明いたします。

基本目標8「国の公安の維持」のうち、業績目標4「対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処」について御説明いたします。

まず、1枚目の上段真ん中の「現状」についてでございます。安全保障の裾野が経済や技術の分野に拡大しており、また、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等における第三国を経由する迂回輸出のように、手口が悪質かつ巧妙化するなど、対日有害活動が多様化・潜在化している現状にあるほか、我が国に対するテロの脅威についても継続している状況でございます。

これに対する具体的な取組ですが、資料をおめくりいただきまして、2枚目の左半分を御覧ください。大きく三つの柱がございます。一点目は「体制強化」であり、対日有害活動等に的確に対処するため、情報収集・分析等に係る体制を強化するとともに、外国語能力を含む対処能力の向上のための捜査員等に対する教養を実施しております。二点目は「国内外の関係機関との連携」であり、国内では関係省庁、国外では関係治安当局との間で情報のやり取り等を通じた連携強化を図っております。三点目は「官民連携の推進」であり、4月に開幕した大阪・関西万博も見据え、テロリストに悪用され得る施設の管理者等との共同訓練といった取組を進めたほか、技術情報を保有する企業に対するアウトリーチ活動等にも鋭意取り組んでおります。

2枚目の右半分に移ります。先ほど述べました取組の結果です。①のとおり、対日有害活動等の検挙状況として、主要な事件検挙の事例を記載しております。例えば、昨年9月には、静岡県警察が、北朝鮮IT労働者とみられる人物と共謀して不正にFX口座を開設した日本人男性2名を検挙しております。また、北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けても、関連情報の収集や捜査・調査を進めたところです。続きまして、②のとおり、国内における国際テロの未然防止に関しては、万博も見据えつつ、各種取組を通じた官民一体となったテロ対策、税関・入管等との緊密な連携による水際対策といった対応を講じ、国際テロの発生を許さない社会環境を構築してまいりました。続きまして、③のとおり、諸外国や民間との連携については、二つ目のポツに記載しておりますが、不正な技術移転の防止に関して、日米韓の執行機関間での情報共有及び更なる連携強化について合意に至り、当該枠組みを通じた情報交換が進展してきているところでございます。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、右下の「課題」及び「今後の取組の重点」を御覧ください。上段の「体制強化」につきましては、犯行手口の巧妙化等に対処するため、より一層の体制強化や人材育成を進めてまいります。中段の「関係機関との連携」については、インバウンドの推進や訪日旅行者の増加を見据えつつ、関係機関との更なる情報交換をはじめとする連携を進めてまいります。下段の「官民連携」については、インフラの悪用防止や技術情報の流出防止が重要であることから、事業者との効果的な共同訓練の実施、脅威の実態把握に基づく企業への情報提供等を図っていくことといたしております。警備局からは以上でございます。

（飯田理事官）

続いて、「サイバー事案対策の推進」及び「サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化」について、説明者の阿部サイバー警察局担当審議官です。

（阿部審議官）

阿部でございます。基本目標9「デジタル社会の安全・安心の確保」を御覧ください。

まず、業績目標1「サイバー事案対策の推進」について御説明をいたします。業績目標につきましては、「サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する」としております。

次のページを御覧ください。ページ右側「主な結果」の①「サイバー事案の検挙状況等」につきまして、達成目標を「サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。」と設定しております。ページ左側「取締りの徹底」(1)及び(2)にありますように、令和4年度に設置をされましたサイバー特別捜査隊を令和6年4月にサイバー特別捜査部に発展改組した上で、同部におきまして、暗号資産追跡結果をはじめとする都道府県警察から集約した情報を俯瞰的・横断的に分析し、その結果、得られた有益な情報を基に自ら取締りを行うとともに、それらを都道府県警察に還元するなどして現場の捜査の支援をしてまいりました。また、(3)にありますように、捜査等で得られた情報を外国捜査機関等に共有するなどして、国際共同捜査へ積極的に参画し、サイバー事案の捜査を着実に推進してまいりました。

その結果、右側①に記載がございますとおり、インターネットバンキングに係る組織的

な不正送金事件の指示役と見られる男を日本国内で逮捕したほか、ランサムウェア攻撃グループ Phobos（フォボス）に関する国際共同捜査におきまして、米国当局が同グループの運営者とみられるロシア人男性を起訴するに至っているところでございます。

また、犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析することにより、令和6年12月、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ TraderTraitor（トレイダートレイター）が我が国の暗号資産交換事業者から暗号資産を窃取したことを特定し、パブリック・アトリビューションを実施いたしました。

以上のように、高度で専門的な技術等を要するサイバー事案の対処に関し、成果が着々と挙がってきているところであります。

続きまして、主な結果②の「サイバー事案の被害防止対策の推進状況」について御説明いたします。

サイバー事案の被害は広範囲に波及するなどの特徴がありますので、官民連携による被害防止対策が重要になります。②の達成目標は、「関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。」と設定しております。令和6年度中には、ページ左側の被害防止対策(5)(6)(7)に記載の取組を進めましたが、例えば、(6)といたしまして、フィッシング被害の急増を踏まえ、クレジットカードの不正利用被害の拡大防止のため、クレジットカード国際ブランドと連携し、各都道府県警察が捜査等を通じて把握した悪用のおそれがあるクレジットカード番号を警察庁に集約、これを国際ブランド各社へ一括して提供する仕組みを構築いたしました。その成果といたしまして、本年の3月末までに、5万件以上のクレジットカード番号を国際ブランドに提供し、被害拡大防止を図ってきております。また、(7)といたしまして、IHC（インターネット・ホットラインセンター）の運用ガイドラインを改正し、従来有害情報であった、いわゆる闇バイト等の犯罪実行者募集情報を違法情報に位置付けるとともに、平素から同情報の削除依頼への迅速な対応に係る働き掛けを実施いたしました。その成果として、削除率が85.1%に向上するなど、迅速な削除に結びついたところであります。

続きまして、業績目標2「サイバー空間の脅威への対処にかかる基盤の強化」について御説明いたします。業績目標につきましては、「都道府県警察等におけるサイバー事案捜査及び対策業務に従事する捜査員等の能力向上及び各種資機材の充実強化を図る」としております。

次のページを御覧ください。まず左上「人的基盤の強化」について、警察官等の能力向上を図るために、警察大学校等でサイバー事案への対処手法等に関する講義・演習を行う専科を設けております。中間指標といたしまして、これら専科をどれだけの者が修了したかということを記載しておりますが、修了者の数が増えることで現場の対処能力向上が進むものと考えております。

この専科における取組の成果につきましては、定量的な評価が難しく、また、取締りのように検挙事例のような事例をお示しすることも困難でありますところ、業績指標①のとおり、当該専科受講生のアンケート調査によって専科の内容の充実度を測ろうと試みているところであります。

令和6年度のアンケートでは、90%以上が専科に「満足している」旨を回答しており、専科で実施した講義・演習が、受講した警察官等の技能向上に寄与しているものと考えているところであります。

また、物的基盤の強化につきましては、(7)(8)(9)の取組を進めております。こちらにつきましても、明確な指標でその成果をお示しすることが困難という性質がございますが、一つの指標として都道府県警察から管区警察局の解析部門に寄せられる解析要請への対応件数をお示ししております。令和6年は令和5年から500件ほど増加しております。一定程度の成果があったものと考えております。

令和7年度以降もこれらの成果を踏まえ、不断の見直しを行いつつ、サイバー事案の取締り及びサイバー事案の被害防止対策並びに人的基盤の強化及び物的基盤の強化を推進してまいります。以上であります。

(内山座長)

それでは、これまで説明のあった内容について、お気付きの点や御質問等がありましたら、お願いします。ここまでの内容に関する質疑・意見交換については、22分程度お時間を設けております。

(野口委員)

基本目標9業績目標2についてですが、業績目標について、数値化するものが難しいものについて、アンケート結果という形で入れていただいております、素晴らしいと思いました。

(横山委員)

基本目標9業績目標2についてですが、身近な人間がフィッシング詐欺に遭い、機密情報が外部から閲覧されたということがあり、結局海外からアクセスされていたことが分かったということがございました。そのため、こういった事案が身近にあるのだなと思って聞いておりました。先ほどの野口先生のコメントと重複いたしますが、業績指標としてアンケート結果を入れていただいておりますが、人材育成は重要であることから中間指標があった方がよい旨のコメントを何年前かにさせていただいていたと記憶しております。

また、諸外国と比べて日本がどうか、というのは見る必要があるかと思います。日本国内だけでは対応できない事案もあると思われるところ、諸外国と比べて日本がどうか分かった方が安心するかと思います。

(阿部審議官)

今回の試みにつきましては、コメントいただいたことも踏まえまして、様々な部門でやっていきたいと考えております。また、諸外国と比較してどうかという観点につきましても、そういった観点をもって業務に当たりたいと考えております。横山委員からのコメントの中でフィッシング被害の話がございましたが、公共空間化するサイバー空間において、その脅威が身近に感じられているという点につきましては、サイバー部門が正に対応すべきものであると考えております。

(内山座長)

他の先生方がいかがでしょうか。ないようでしたら、次に、議題2「令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」に移ります。警察庁から説明してください。

(飯田理事官)

議題2は、「令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)」についてです。資料3を御覧ください。こちらの事前分析表は、今年度に評価書を作成しない施策も含め、全ての施策について、関係数値等の推移をモニタリングするほか、来年度以降の評価に向けて、指標や達成目標を設定することを目的としています。私からは以上でございます。

(内山座長)

それでは、議題2について、お気付きの点や御質問等がありましたら、お願いします。

先生方よろしいでしょうか。それでは、議論が終了しましたので、進行役を事務局に戻したいと思います。

(飯田理事官)

ありがとうございました。以上をもちまして、一連の議事を終了させていただきたいと思いますが、最後に、各委員の皆様方から、コメント等ありますでしょうか。

ないようですので、それでは、これで第42回政策評価研究会を終了させていただきます。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上